

学校法人聖母女学院 役員報酬規程

〔昭和62年12月19日制定〕

直近改定2013年3月26日

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人聖母女学院（以下「本学院」という。）の役員の報酬、手当等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で、役員とは、本学院寄附行為に定める理事及び監事をいう。

2 この規程において、所属長理事とは、本学院組織規程7条に定める所属長が職員を退職せずに所属長の職位のまま理事となった場合をいう。

（報酬の額）

第3条 役員の報酬の額は、別表1に定める金額を上限として、それぞれ個別に年度ごとに理事会において決定する。

2 所属長理事については、前項にかかわらず役員の報酬は支給しない。

3 理事長、副理事長、常任理事が所属長の職務を兼ねる場合は、第1項に基づく役員の報酬のみを支給する。

（支給日）

第4条 役員の報酬の支給日は毎月25日とする。ただし、その日が金融機関休業日にあたるときはその前営業日とする。

2 役員報酬の月額を、報酬年額を12で除した金額とし、1,000円未満は切り上げとする。

（中途就任・退任者の報酬）

第5条 月の途中で就任した役員の報酬は日割計算とし、月の途中で退任した役員の報酬は、退任の月の報酬を全額支給する。

（旅費）

第6条 役員の出張及び旅費については、次の各号に示す事項を適用した上で、本学院出張及び旅費規程（以下「旅費規程」という。）を適用する。この場合、「所属長」を「理事長」に、「職員」を「役員」にそれぞれ読み替えるものとする。

（1）旅費規程第9条第2号及び第3号の場合、理事長に対しては、グリーン料金を支給する。

（2）旅費規程第9条第5号の場合は、A寝台料金を支給する。

（3）旅費規程第10条第2項は、適用しない。

（4）旅費規程第11条第3項ただし書は、適用しない。

（5）旅費規程の別表1及び別表3（備考を除く。）に替えて、この規程の別表2及び別表3をそれぞれ適用する。

（通勤手当）

第7条 役員に対して、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、実額支給とし、原則として通勤の片道距離が2km以上の役員に対して、軌道又はバス路線による6カ月通勤定期券普通料金の額を支給する。

3 その他、通勤手当の支給に関しては、本学院給与規程の定めを準用することができる。

（理事手当）

第8条 役員に対して、次の各号に掲げる手当を支給することができる。

- （1）理事長手当
- （2）副理事長手当
- （3）常任理事手当
- （4）その他理事長が必要と認めた手当

2 前項第1号から第3号の手当の額は、別表4のとおりとする。

3 第1項第4号の手当の額は、常任理事会の議を経て理事会において決定する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は昭和62年12月1日より施行する。

2 この規程は平成4年4月1日より施行する。

3 この規程は平成11年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

別表1 役員の報酬年額（第3条関係）

理 事 長	報酬年額	20,000千円以内
副理事長、常任理事	報酬年額	15,000千円以内
非常勤理事	報酬年額	5,000千円以内
監 事	報酬年額	1,000千円以内

別表2（第6条第5号） 国内出張の日当、宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）	宿泊料（1泊につき）	食卓料（1夜につき）
3,000円	25,000円を上限とする実額	3,000円

別表３（第６条第５号） 海外出張の日当、宿泊料及び食卓料 （単位：円）

日当（１日につき）				宿泊料（１泊につき） ただし以下の金額を上限とする実額				食卓料 （１夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
4, 500	4, 000	3, 500	3, 000	30, 000	20, 000	20, 000	20, 000	3, 500

別表４ 役員の手当額（第８条関係）

理事長手当	月額	3 0 0 千円
副理事長手当	月額	1 5 0 千円
常任理事手当	月額	5 0 千円